**津山市オープンデータ推進に関する基本方針**

**１　本方針策定の趣旨**

　本方針は、国が平成２５年６月に閣議決定した「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」や本市が平成２８年３月に策定した「津山市第5次総合計画」などを踏まえ、本市が保有するデータ（以下「公的データ」という。）をオープンデータとして公開する際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

**２　オープンデータ推進の目的**

（１）行政の透明性・信頼性の向上

　オープンデータに取り組むことにより、行政の透明性・信頼性の向上を図る。

（２）行政の効率化

　オープンデータに取り組み、庁内での横断的なデータの利用を可能にすることで、行政の効率化を図る。

（３）官民協働の推進と地域課題の解決

　オープンデータに取り組むことにより、市民や企業等と公的データを共有することで、本市の課題解決を図る。

**３　オープンデータ推進における基本原則**

（１）オープンデータ推進の目的を達成するうえで有効かつ公開可能な公的

　　データについて、オープンデータ化する。

（２）アプリ・サービスへの取り込みやデータ分析が容易に行えるよう、機

　　械判読に適したデータ形式で公開する。

（３）オープンデータの作成にあたっては費用対効果について十分に考慮し、

　　効率的に取組を進める。

**４　オープンデータ運用の基準**

（１）可能な限りデータの最新性を保つように努め、データに作成日を明示したうえで公開する。

（２）不特定多数の者によって利用が見込まれるデータについて公開する。

（３）個人情報など情報公開制度における不開示情報は対象から除く。

（４）個別法の規定により二次利用が制限されているデータは対象から除く。

（５）市以外の個人、法人又は団体から得たデータについては、オープンデ

　　ータ化できるよう情報提供者と可能な限り合意を得るよう努めるも

のとする。

**５　推進・管理体制**

オープンデータの推進、管理及び庁内外への普及や活用方法を検討する場として、津山市情報マネジメント委員会内にオープンデータ公開作業部会及びオープンデータ利活用作業部会を設置し、調査・研究を行うものとする。

**６　方針の見直し**

　本市は、今後の技術動向や地域情勢の変化、国の動向をふまえ、必要があると認めた場合、本方針の見直しを行うものとする。

初版：平成28年10月18日

【用語】

○世界最先端IT国家創造宣言

平成25年 6 月に閣議決定された、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けての宣言。実現への取組の一番目に「オープンデータ・ビッグデータの活用の推進」が挙げられている。

○オープンデータ

政府や独立行政法人、自治体などが保有する公共データが国民や企業などの利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータ。

○機械判読

コンピュータがその構造や内容を自動的に判別し、加工・編集等の再利用ができること。

○二次利用

原作品を引用・転載・加工等して利用すること。